

# 通所介護事業（通常規模：5時間以上6時間未満）

## 別表(料金表)

令和4年10月1日現在

1 介護報酬に係る費用(一日あたり)

※端数処理のため目安となる額を表示しています

項目	区分	単位数	利用料 (10割):円	利用者負担金 (1割):円	利用者負担金 (2割):円	利用者負担金 (3割):円	
基本額	要介護1	567	6,078	608	1,216	1,824	
	要介護2	670	7,182	719	1,437	2,155	
	要介護3	773	8,286	829	1,658	2,486	
	要介護4	876	9,390	939	1,878	2,817	
	要介護5	979	10,494	1,050	2,099	3,149	
加算額	入浴加算 I	40	428	43	86	129	
	以下の加算は施設の運営体制により異なります。						
	口腔機能向上加算 I	150	1,608	161	322	483	
	個別機能訓練加算 I イ	56	600	60	120	180	
	体制強化加算 I	22	235	24	47	71	
	体制強化加算 II	18	192	20	39	58	
	体制強化加算 III	6	64	7	13	20	
	中重度ケア体制加算	45	482	49	97	145	
	認知症加算	60	643	65	129	193	
	介護職員処遇改善加算 I	所定単位数に1000分の59を乗じた単位数を加算します					
介護職員特定処遇改善加算 I II	所定単位数に(I)1000分の12(II)1000分の10を乗じた単位数を加算します						
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1000分の11を乗じた単位数を加算します						
利用者負担金の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位数(基本額+加算額)×10.72円(横浜市の地域加算)=利用料A(10割)</li> <li>・ 【1割】 利用料A×0.9=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・ 【2割】 利用料A×0.8=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・ 【3割】 利用料A×0.7=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・ A-B=利用者負担金(月単位で計算し、端数処理します)</li> </ul>						

- ・上記の利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。
- ・居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」となるときには、いったん利用者が利用料(10割)を事業所に支払い、その後市区町村に対して保険給付分(9割又は8割又は7割)を請求していただくこととなります。
- ・利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、その超えた分が全額自己負担となります。
- ・事業所と同一の建物から利用される方につきましては、送迎減算が適用されます。  
【1割】101円/回、【2割】202円/回、【3割】303円/回を差し引きます。
- ・送迎を行わない場合は、片道につき【1割】51円、【2割】101円、【3割】151円を差し引きます。
- ・介護保険料の滞納があった場合は、滞納期間により支払い方法や利用者負担金が変わります。

2 運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
食費	1食あたりの食材料費及び調理費	800円(おやつ代72円を含む)

3 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
レクリエーション代	通常のプログラム以外に行う特別な(各自が希望する個別の)レクリエーション等	実費相当額

※参加については、事前に希望を伺います。

4 キャンセル料

1)キャンセル料は次のとおりです。ただし、利用者の体調急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

2)キャンセル料は、利用者負担金と合わせてお支払いいただきます。

時期	キャンセルの扱い	キャンセル料
当日キャンセル	利用前日の午後5時までに連絡がない場合	食材料費(502円)

5 料金の支払い

1)料金は原則としてサービス利用の翌月27日に、指定口座から引落としとなります。

2)代金回収事務は、株式会社浜銀ファイナンスに委託しています。

# 第1号通所事業

## 別表(料金表)

令和4年10月1日現在

1 総合事業報酬に係る費用(1ヶ月につき)

※端数処理のため目安となる額を表示しています

項目	区分	単位数	利用料 (10割):円	利用者負担 (1割):円	利用者負担 (2割):円	利用者負担 (3割):円	
基本額	事業対象者、要支援1	1,672	17,923	1,793	3,585	5,377	
	要支援2(1)※	1,672	17,923	1,793	3,585	5,377	
	事業対象者、要支援2(2)※	3,428	36,748	3,675	7,350	11,025	
加算額	以下の加算は施設の運営体制により異なります。						
	運動器機能向上加算		225	2,412	242	483	724
	口腔機能向上加算 I		150	1,608	161	322	483
	サービス複数実施加算 I		480	5,145	515	1,029	1,544
	体制強化 加算 I	事業対象者、要支援1	88	943	95	189	283
		要支援2(1)	88	943	95	189	283
		事業対象者、要支援2(2)	176	1,886	189	378	566
	体制強化 加算 II	事業対象者、要支援1	72	771	78	155	232
		要支援2(1)	72	771	78	155	232
		事業対象者、要支援2(2)	144	1,543	155	309	463
	体制強化 加算 III	事業対象者、要支援1	24	257	26	52	78
		要支援2(1)	24	257	26	52	78
		事業対象者、要支援2(2)	48	514	52	103	155
	介護職員処遇改善加算 I		所定単位数に1000分の59を乗じた単位数を加算します				
介護職員等特定処遇改善加算 I II		所定単位数に(I)1000分の12(II)1000分の10を乗じた単位数を加算します					
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数に1000分の11を乗じた単位数を加算します					
利用者負担金の 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位数(基本額+加算額)×10.72円(横浜市の地域加算)=利用料A(10割)</li> <li>・【1割】利用料A×0.9=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・【2割】利用料A×0.8=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・【3割】利用料A×0.7=国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)</li> <li>・A-B=利用者負担金(月単位で計算し、端数処理します)</li> </ul>						

※要支援2(1)=要支援2で週1回程度利用の方、要支援2(2)=要支援2で週2回程度利用の方

- ・上記の利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。
- ・事由によっては日割り計算により利用料金を算出する場合があります。
- ・利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、その超えた分が全額自己負担となります。
- ・事業所と同一の建物から利用される方につきましては、送迎減算が適用されます。

【1割】事業対象者、要支援1及び要支援2(週1回程度)の方は 403 円/月、事業対象者及び要支援2(週2回程度)の方は 807 円/月を差し引きます。

【2割】事業対象者、要支援1及び要支援2(週1回程度)の方は 806 円/月、事業対象者及び要支援2(週2回程度)の方は 1,613 円/月を差し引きます。)

【3割】事業対象者、要支援1及び要支援2(週1回程度)の方は 1,209 円／月、事業対象者及び要支援2(週2回程度)の方は 2,419 円／月を差し引きます。)

2 運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
食費	1食あたりの食材料費及び調理費	800円(おやつ代72円含む)

3 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	内 容	利用者負担金
レクリエーション代	通常のプログラム以外に行う特別な(各自が希望する個別の)レクリエーション等	実費相当額

※参加については、事前に希望を伺います。

4 キャンセル料

1)キャンセル料は次のとおりです。ただし、利用者の体調急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

2)キャンセル料は、利用者負担金と合わせてお支払いいただきます。

時期	キャンセルの扱い	キャンセル料
当日キャンセル	利用前日の午後5時までに連絡がない場合	食材料費(502円)

5 料金の支払い

1)料金は原則としてサービス利用の翌月27日に、指定口座から引落としとなります。

2)代金回収事務は、株式会社浜銀ファイナンスに委託しています。